

私費外国人留学生である者
※令和5(2023)年度以降入学の学部生及び修士(博士前期)課程の
大学院生除く

⑥ 私費外国人留学生用しおり

⑤に該当しない私費外国人留学生であるもの (令和7年度前学期授業料の免除・徴収猶予)

博士後期課程の大学院生及び令和4(2022)年度以前に入学した学部生は、授業料免除(又は徴収猶予)に申請可能です。学業成績及び家計状況に基づいて、授業料免除(又は徴収猶予)の審査を行います。授業料免除(又は徴収猶予)を希望する場合は、本しおりのとおり、手続きを行ってください。申請は免除か徴収猶予のいずれか一つで、同時に複数申請することはできません。

1. 対象者

以下のいずれかに該当する私費外国人留学生

→ **令和7年度前学期の授業料免除または徴収猶予に申請可能**

- 令和4(2022)年度以前に入学した学部生及び修士(博士前期)課程の私費外国人留学生
- 博士後期課程の私費外国人留学生

上記のいずれにも該当しない者は、本しおりの対象外です。【⑤ 私費外国人留学生用しおり 令和5(2023)年度以降入学者(博士後期課程除く)】を確認してください。

※理工学研究科博士後期課程の学生で、令和6年度から「茨城大学大学院博士後期課程サステナブルな社会の構築に資する高度科学技術人材育成プロジェクト奨学生」として採用された学生は、令和7年度も引き続き奨学生である場合、令和7年度授業料は「全額免除」となります。その場合、本しおりに記載された大学独自の授業料免除申請は“不要”です。

2. 申請手順

下記の手順で申請を行ってください。

① 申請書類の作成

申請に必要な書類(様式)は本学のホームページに掲載しています。

茨城大学 HP>在学生向け情報>経済的支援制度>申請書案内・申請様式のダウンロード(学費免除／徴収猶予) →「⑥私費外国人留学生の内、⑤に該当しない私費外国人留学生である者」の項目(本学所定様式)から確認をしてください。

https://www.ibaraki.ac.jp/student/economicsupport/shinsei_exemption/index.html



② 書類の提出

●提出期限

令和7年2月28日(金)厳守

※郵送で提出する場合は、2月28日(金)必着

●提出書類

以下、『3. 提出書類について』を確認してください。

●提出先

≪窓口に出す場合≫

水戸地区: スチューデントライフサポート室 平日 8:30~17:00

日立地区: 工学部学務グループ 平日 8:30~17:00

阿見地区: 農学部学務グループ 平日 8:30~17:00

※大学休業日は窓口業務を行っておりません。休業日等は大学 HP にてご確認ください。

≪郵送で提出する場合≫

〒310-8512 水戸市文京2-1-1 茨城大学スチューデントライフサポート室 宛
「令和7年度前学期授業料免除申請書類在中」と封筒の表に朱書きしてください。

※郵送の場合、配達記録が残る簡易書留又はレターパックライトを使用してください。

(書類が到着しているかどうかのお問合せには回答いたしません)

※郵送で提出する場合であっても、期限内必着とします。

3. 提出書類について

※授業料免除と授業料徴収猶予の申請の書類はほぼ共通しているため、下の書類を揃えて、提出してください。

※日本語以外の証明書類を提出する場合は、和訳を付して提出してください。

※本学所定様式は、大学ホームページに掲載しています(掲載先は 2.申請手順 ②を参照)。

対象	提出書類
全員	様式 B:提出書類チェック票
全員	様式 006:2025年度茨城大学独自学費免除(または徴収猶予)申請書
全員	様式 009:家庭事情調書及び生活状況申告書 ※1 か月あたりの収入及びその根拠となる計算過程を記入してください。
全員	様式 010:収入金額及び生活に関する説明書 ※仕送りの状況やアルバイトの状況、毎月の生活に係る支出の状況について記入してください。
全員	2024年1月~12月における収入が確認できる書類等のコピー (銀行の通帳の写し、アプリ画面のスクリーンショット、現金で持参した仕送りを両替した際の領収書等) ※通帳等の場合、契約者の名義が分かる部分のコピーも提出してください。 ※「家族又は学生名義のクレジットカードを、学生が日本で使用している(支払いが家族)」場合は、上記期間の使用金額が分かる書類を提出してください。
全員	在留カード(表面・裏面の両面)のコピー

該当者のみ (アルバイトをしている者)	様式 007:年収入額(実績・見込)証明書 ※給与収入実績額(2024年1月～12月)を勤務先が証明する書類となります。 ※給与明細や源泉徴収票のコピー、通帳等(入金履歴)のコピーでも代替可能です。
該当者のみ (奨学金を受給している者)	採用されている奨学金の決定通知書・奨学生証等のコピー
該当者のみ (被災学生)	次のいずれかを提出 ・罹災証明書のコピー ・被災証明書のコピー ・届出避難場所のコピー ・除籍証明書のコピー 【参考】被災学生については、下記をご確認ください。 被災学生に対する授業料免除 茨城大学 (ibaraki.ac.jp)



4. 免除および徴収猶予について

授業料免除は、授業料の全額または半額、もしくは 1/4 額を免除する制度です。

授業料徴収猶予には「延納」と「月額分納」があり、「延納」は支払期限を一定期間まで延長することができ、「月額分納」は半期分の授業料を月割で納めることができる制度です。

5. 選考について

学業成績と家計状況の 2 つに基づき審査します。それぞれの基準を満たさなければ適格者となりません。ただし、被災学生は家計基準のみで判定されます。なお、修業年限超過者は選考の対象とはなりません。

(1) 学業成績について

前年度までの成績を対象に、以下の基準を満たす必要があります。

学業等の基準(ア、イのいずれかに該当)	
ア	【学部生】 GPA(平均成績)が、所属学部の学科または課程において上位 1/2 の範囲に属すること 【大学院生】 学業成績の評定平均値が 2.8 以上であること
イ	修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

ただし、下記の「廃止」のいずれか、または「警告」のいずれかの事項に連続して該当した場合は、授業料免除はその時点で廃止され、復活することはありません。

区分		学業成績の基準
廃止	1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
	2	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の5割以下であること
	3	履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
	4	次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	1	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の6割以下であること（「廃止」の区分「2」に掲げる基準に該当する者を除く）
	2	GPA 等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
	3	履修科目の授業への出席率が8割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められること（「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く）

【標準修得単位数】

標準修得単位数					
学年	学部生	修士課程 博士前期課程	博士後期課程	専門職大学院	特別専攻科
2	31	10 (5)	4 (2)	23	
3	62		8 (6)		
4	93				

※学年は2025年4月時点の学年です。

※ () の数字は、後学期入学者の標準修得単位数

(2) 家計状況について

【年収額段階表】

基準	年収額
I	250 万円未満
II	250～350 万円未満
III	350～470 万円未満
IV	470～590 万円未満
V	590～910 万円未満

【判定基準表】

学種	授業料免除適格者			徴収猶予適格者
	全額	半額	1/4 額	
学部生(留学生)	I	II	III	I～V
修士・博士前期課程 (留学生)	I	II～V	—	
博士後期課程 (留学生)	I	II～V	—	
被災学生	I	II～V	—	

6. 結果通知について

申請した授業料免除の結果については、令和7年6月下旬(予定)に学生番号のメールアドレス宛にスチューデントライフサポート室から結果を通知します。

※申請者は免除結果の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。

※全額免除となった方以外は、大学からの案内に基づき、指定された納付期限までに授業料を納付してください。

※申請する学期の途中で休学や退学等を予定している者は申請できません。授業料の免除申請後に休学、退学が決定した場合は、至急スチューデントライフサポート室まで申し出てください。

7. 留意事項

■手続きは、必ず学生本人が行ってください。

■書類の記入は、黒色ボールペンで記入してください。(消せるペンは使用不可)

申請書類の記入を誤った場合は、二重線で取消のうえ、余白に丁寧に書き直してください。(修正液や修正テープ使用不可)

■提出書類は提出前にコピーか写真を撮って控えを残してください。

■提出書類に関して不備等がある場合には、本人の携帯電話または大学から付与したメールアドレスに連絡する場合があります。着信がありましたら必ず応答をお願いいたします。連絡未確認により生じる不利益には応じられませんのでご注意ください。

■授業料免除申請は年2回(前学期及び後学期)の申請が必要です。学期毎の案内に従って手続きを行ってください。

■大学独自の入学料・授業料免除制度は、毎年の予算額に応じて内容に変更があります。収入状況に変化がない場合でも、毎年同じ免除金額になるとは限りません。また、入学料及び授業料の免除については、学業成績及び家計状況の基準に基づき適格者であるかの判定を行います。免除予算を超過する場合は、経済困窮度の高い者を優先して免除をするため、適格者であっても必ずしも免除になるものではありません。

■申請期限は厳守となり、期限後の申請は、受理いたしません。

■虚偽の内容を申告した場合は「申請取り消し」になります。また、免除結果通知後に、虚偽の事実が判明した場合も、「申請取り消し」により免除結果無効といたします。

■申請書類の記入内容及び提出書類の情報は、学生の経済支援を目的とした業務にのみ利用します。

■他の学費免除制度との併願が可能です。本申請の結果、免除が許可された場合の他制度への影響につきましては、申請者自身が他制度の要項等でご確認ください。

8. 問合せ先

スチューデントライフサポート室 E-mail : shien_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp
(メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。)

※内容や説明資料を確認したうえで、不明点をスチューデントライフサポート室までお問い合わせください。

※お問い合わせは必ず奨学生本人より大学から付与したメールアドレスを用いて連絡してください。

※問い合わせのメールには、学生番号、氏名、電話番号を記載のうえ、質問内容を具体的に記入してください。

※メールの対応は大学の営業日となります。

※お問い合わせには順次回答いたします。お問い合わせが集中する時期となりますので、申請期限に余裕をもってお問合せください。